指　名　停　止　措　置　状　況　（建　設　工　事　等）

令和8年5月14日発出

商　　号 住　　所	適用措置 停止期間	開始年月日 終了年月日	指　名　停　止　の　理　由
株式会社クリーン工房 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 さいたま新都心LAﾀﾜｰ30階	不正又は不誠実行為 １か月	令和 8年 5月14日 令和 8年 6月13日	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社大林組　関東支店 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 株式会社大林組　東京本店 東京都港区港南2-15-2	不正又は不誠実行為 １か月 不正又は不誠実行為 １か月	令和 8年 5月14日 令和 8年 6月13日 令和 8年 5月14日 令和 8年 6月13日	当該業者は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩ﾄﾝﾈﾙ新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鰍沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けたため。